

令和 6 年 7 月 1 8 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和 5 年（行コ）第 3 1 9 号 不当労働行為救済命令取消請求控訴事件（原審・東京地方裁判所令和 3 年（行ウ）第 2 4 4 号）

口頭弁論終結日 令和 6 年 5 月 7 日

判決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用（補助参加によって生じた費用を含む。）は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 中央労働委員会が中労委平成 2 8 年（不再）第 5 3 号及び同第 5 4 号事件について令和 3 年 2 月 1 7 日付けでした命令のうち、控訴人の再審査申立てに係る部分（同第 5 4 号事件）を取り消す。

第 2 事案の概要（以下、略語は、新たに定義しない限り、原判決の例による。）

- 1 被控訴人補助参加人（本件組合）は、愛知県労働委員会（愛知県労委）に対し、本件組合の書記長であり控訴人に平成 2 年度から毎年度講師として出講していた A 1（A 1 書記長）につき、控訴人が、平成 2 6 年度の出講に係る契約を締結しなかったこと、平成 2 6 年度の春期講習を担当させなかったこと、及びこれらの是非を議題とする本件組合からの団体交渉の申入れに応じなかったこと等が労働組合法（労組法）7 条 1 号ないし 3 号の不当労働行為に当たるとして、救済を申し立てたところ、愛知県労委は、控訴人の行為の一部が不当労働行為に当たるとして、控訴人に対し、A 1 書記長の原職復帰や控訴人に就労するまでの間の報酬相当額（バックペイ）の支払並びに文書交付を命じ、その余の申立てを却下し又は棄却する命令（本件初審命令）を発した。これに対し、

控訴人及び本件組合が、中央労働委員会（中労委）に対し、再審査申立てをしたところ、中労委は、上記申立てをいずれも棄却する命令（本件中労委命令）をした。

本件は、控訴人が、本件中労委命令のうち控訴人の再審査申立てを棄却した部分の取消しを求める事案である。

原審は、本件初審命令における救済命令を理由があるものとして控訴人の再審査申立てに係る部分を棄却した本件中労委命令は適法であるとして、控訴人の請求を棄却する旨の判決をしたところ、控訴人がこれを不服として本件控訴を提起した。

- 2 前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、次のとおり補正し、後記第3の2のとおり当審における控訴人の主張（補充主張）を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1及び2並びに「第3 争点に対する当事者の主張」の1ないし5（同2頁24行目から同29頁13行目まで）のとおりであるから、これを引用する（ただし、「原告」を「控訴人」に、「被告」を「被控訴人」にそれぞれ読み替える。以下同じ。）。

（原判決の補正）

- (1) 原判決6頁3行目の「申立て」の次に「(以下「当初の救済申立て」ということがある。)」を加える。
- (2) 同頁14行目の「命じる一方で、その余の」を「命じ、その余の申立てを棄却し、」に改め、同頁15行目の「については」の次に「、申立期間を徒過した申立てを却下し、その余の申立ては、」を加え、同16行目の「、却下又は」を削る。
- (3) 同頁22行目の「当初の」を「その余の」に改め、同26行目の「2」の次に「の一部」を、同7頁1行目の「1」の次に「、2（審査手続を終了した部分を除く。）」をそれぞれ加える。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、原審と同様、控訴人の請求は理由がないから、これを棄却するのが相当であると判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2のとおり当審における控訴人の主張（補充主張）に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第4 当裁判所の判断」の1ないし6（同29頁15行目から同78頁24行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

- (1) 原判決32頁16行目から同17行目にかけての「廃止し」を「漸次廃止することとし」に改める。
- (2) 同35頁22行目の「出講契約」の前に「控訴人の東日本本部及び小中学生事業部における」を加える。
- (3) 同38頁19行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「c 授業アンケートの結果が低迷していることを理由として担当コマ数の減少を提示された講師が、生徒の満足度について反論をするなどしたことから、高校グリーンコースの担当コマ数を減少する代わりに大学受験科の担当コマ数を増加させることで平成26年度出講契約を締結したものの、その際、上記高校グリーンコースの担当コマ数の減少は大学受験科の担当コマ数の減少よりも減収幅が大きくなる旨不満を述べていたことから、授業アンケートの結果が悪化した平成29年度の出講契約においては高校グリーンコースの担当コマ数を前年度から維持し、大学受験科の担当コマ数を減少した事例があった。」

- (4) 同40頁12行目の「講習について、」の次に「控訴人との合意に基づき、」を、同19行目の「についても、」の次に「控訴人との合意により」をそれぞれ加える。
- (5) 同46頁22行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「 また、A1書記長は、同月9日午後、町田校の教務執務スペースにおいて、職員2名に対し、封筒に入れられていない状態の本件文書を手渡した。」

- (6) 同 4 8 頁 1 2 行目の「踏まえて」から同行目の「あるかを」までを「し、新しい事実が判明した場合には」に改める。
- (7) 同 5 5 頁 1 8 行目の「原告は、」の次に「平成 2 2 年度以降、」を加える。
- (8) 同 5 6 頁 2 2 行目の「ア」を「ウ」に改める。
- (9) 同 5 9 頁 7 行目の「おいては、」の次に「わずかな例外を除き、」を加える。
- (10) 同 頁 1 6 行目の「項ごと」を「講ごと」に改める。
- (11) 同 6 9 頁 8 行目冒頭から同 1 8 行目末尾までを次のとおり改める。

「 また、上記②については、前述のとおり、A 1 書記長は労組法上の労働者に当たるものと解されるところ、本件において、労組法 7 条 1 号及び 3 号の不当労働行為が成立するためには、必ずしも控訴人と A 1 書記長との間の契約について、労働契約法 1 9 条の要件を充足する必要があると解することはできない上、A 1 書記長は、控訴人における生徒数や受験傾向の変動にもかかわらず、控訴人との間で約 2 4 年間にわたり出講契約の締結を繰り返していたものであり、再契約につき合理的期待を有していたものといえる。にもかかわらず、控訴人は、上記のとおり、A 1 書記長の組合活動を嫌悪し、また、本件組合の組織及び活動を弱体化させるため、不当労働行為意思に基づき、A 1 書記長と平成 2 6 年度出講契約を締結しなかったものであり、かかる行為は労組法 7 条 1 号及び 3 号所定の不当労働行為に該当するものと認められ、控訴人の上記主張は採用することができない。」

2 当審における控訴人の主張（補充主張）に対する判断

- (1) 控訴人は、A 1 書記長が労組法上の労働者に当たるか否かは、団体交渉拒否（労組法 7 条 2 号）に関する問題であって、不利益な取扱いや支配介入（同条 1 号及び 3 号）については問題とならない旨主張する。

しかしながら、不利益な取扱いや支配介入（労組法 7 条 1 号及び 3 号）についても、団体交渉拒否（同条 2 号）と同様に、A 1 書記長が労組法上の労働

働者に当たる場合には適用されるものと解されるから、控訴人の上記主張は採用することができない。

(2) 争点 1 (A 1 書記長が労組法上の労働者に当たるか) について

ア 控訴人は、①控訴人においては、講師職講師による業務遂行が主体となっている上、全講師数に占める委託契約講師数の割合はいかようにも変動するものであり、委託契約講師がいなくなっても控訴人の円滑な業務運営に支障が生ずることはないこと、②委託契約講師について、授業アンケート結果による講師評価を行い、それにより次年度の契約コマ数やコマ単価を決定しているとしても、通常、注文者が行う程度の指示等を超えて、業務の内容及び遂行方法について具体的な指揮命令はしておらず、業務遂行状況を評価し、その結果を次年度の契約条件の提示に当たって利用することは、独立した事業者に対しても当然に行われることであること、③業務遂行の場所や時間は合意により決定されており、これを講師が一方的に変更できないのは当然であること、④委託契約講師の労働条件が統一的・画一的に取り扱われていることはなく、講師職講師と異なり、コアタイム及び休憩時間の定めもないこと、⑤生徒や保護者には、講義の担当者を表示しているところ、講師職講師と委託契約講師を区別したり、委託契約講師が控訴人の組織の一部であることを表示する目的で表示しているものではないこと、⑥委託契約講師は、委託基本契約を締結したとしても、控訴人からの提案に応じて委託個別契約を締結して個別業務に従事するか否かは自由であり、契約期間 1 年の有期雇用契約を締結した段階で労働する義務を負う講師職講師とは全く異なることなどから、委託契約講師が控訴人の事業組織に組み入れられていたとはいえない旨主張する。

この点、引用に係る補正後の原判決第 4 の 2 (2) (同 5 5 頁 1 4 行目から同 5 6 頁 2 0 行目まで) において説示するとおり、控訴人の上記主張は採用することができない。すなわち、①については、控訴人において、委託

契約講師よりも講師職講師が多く、全講師数に占める委託契約講師数の割合が年度ごとに変動するものであるとしても、その割合は平成22年度から平成26年度までは3割から4割弱で推移しており、委託契約講師がいなくなっても控訴人の円滑な業務運営に支障が生ずることがないとは認め難い。②については、控訴人において委託契約講師について、業務遂行状況を評価し、その結果を次年度の契約コマ数やコマ単価決定に反映させていることは、これが業務の内容及び遂行方法についての具体的な指揮命令とまでは認められないとしても、事業の円滑かつ確実な遂行のため、組織的に労働力の質を確保することを目的としたものということができる。③については、委託契約講師は、業務遂行の場所や時間が控訴人との合意により決定され、これを講師が一方的に変更することができないことは、業務の性質上、やむを得ない面があるとしても、委託契約講師が質的にも量的にも控訴人の事業の円滑かつ確実な遂行を担っていることを裏付ける事情ということができる。④については、委託契約講師は、講師職講師と異なり、コアタイム及び休憩時間の定めがないとしても、その労働条件はおおむね統一的・画一的に取り扱われていたものとうかがうことができる。⑤については、控訴人が、生徒や保護者に対し、委託契約講師と講師職講師を区別することなく表示していることは、対外的にも委託契約講師が講師職講師と異なることなく控訴人の事業の遂行を担っていることを表示しているものと認めることができる。⑥については、委託契約講師は、控訴人からの提案に応じて委託個別契約を締結して個別業務に従事するか否かの自由を有しているとしても、年度ごとに委託基本契約を締結する以上、委託個別契約を締結することが前提とされており、講師職講師と同様、控訴人の事業を遂行できる労働力を1年間を通じて確保することが目的とされていたものといえる。

以上のとおり、控訴人の上記主張はいずれも採用することができない上、

控訴人が講師について年度ごとに出講契約の契約形態を選択させる制度を導入し、これにより格別不都合が生じていなかったこと自体、委託契約講師が控訴人の事業の遂行に不可欠な労働力を恒常的に供給する者として、控訴人の事業組織に組み入れられていたことを裏付ける事情といえることができる。

イ 控訴人は、①控訴人と委託契約講師が委託基本契約を締結するに当たって取り交わす基本契約書が共通かつ定型の内容であったとしても、契約の重要な要素となる業務量や業務代金等を除き、共通の取引基本契約書を用いることは、独立した事業者との間の契約においても通常あり得ること、②控訴人と委託契約講師との出講契約における次年度のコマ単価、出講コマ数及び具体的な担当コマ（時間割）は、控訴人と各講師との協議の上、合意により定まるものであることなどから、控訴人が委託契約講師との契約内容を一方的かつ定型的に決定していたとはいえない旨主張する。

この点、引用に係る補正後の原判決第４の２(３)（同５６頁２１行目から同５７頁１７行目まで）において説示するとおり、控訴人と委託契約講師が委託基本契約を締結するに当たって取り交わす基本契約書が、全国の委託契約講師において共通かつ定型の内容であることは、出講コマ数やコマ単価等が講師ごとに決められるとしても、なお控訴人が委託契約講師との契約内容を一方的かつ定型的に決定していることを裏付ける事情といえることができる。また、控訴人と委託契約講師との出講契約における次年度のコマ単価、出講コマ数及び具体的な担当コマ（時間割）が、控訴人と各講師との協議の上、合意により定まるものであるとしても、全体のコマ数については、控訴人が経営判断により決定する上、出講コマ数及び時間割についても、各講師に対する照会の回答から確認した出講可能曜日や時間帯に講師評価も加味して、全体コマ数の枠内において控訴人が決定して各講師に提示しているものであり、各講師が控訴人との協議の上で内容を変更

することは困難といえ、次年度のコマ単価についても、講師評価の結果等を踏まえて控訴人が一方的に決定しているものであって、いずれも各講師の意向が反映される余地は乏しいものであったといえる。実際、委託契約講師が控訴人からの委託個別契約の打診を拒否した事例は、ごくわずかであり（引用に係る補正後の原判決第4の1(3)エ(ウ))、講師が異議を述べた事案においても、結果的にはおおむね控訴人の意向に沿った合意がされており、委託契約の内容に講師側の意向が十分に反映されていたとは認め難い。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができず、控訴人における委託契約講師の契約内容は、控訴人が一方的かつ定型的に決定していたといえる。

ウ 控訴人は、①委託契約講師のレギュラー授業及び講習への出講は、各コマへの出講が仕事の完成ないし委任事務の終了であること、②講師が都合により遅刻した場合に報酬を減額することではなく、講師が自らの裁量により進度調整のための補講を行っても別途報酬を支払うことはないこと、③控訴人がレギュラー授業に係る報酬について給与所得として所得税の源泉徴収をしたのは、国税庁の指導に従った所得税法上の所得区分にすぎず、A1書記長を含む委託契約講師を労働者と認識したものではなく、このことをもって私法上の契約の法的性質を決することは相当でないことなどから、控訴人における委託契約講師の報酬は、労務対価性を有しない旨主張する。

この点、引用に係る補正後の原判決第4の2(4)（同57頁18行目から同58頁11行目まで）において説示するとおり、控訴人における委託契約講師は、その労務終了時点をいつとみるかはともかく、その報酬額は、出講した月間コマ数に1時限当たりのコマ単価を乗じた額と定められていたところ、上記報酬の定め方からすると、報酬は仕事の完成の対価という

よりも時間的拘束の代償というべきものとなっていたことが認められる。

また、控訴人は、講師が都合により遅刻した場合に報酬を減額することではなく、講師が自らの裁量により進捗調整のための補講を行っても別途報酬を支払うことがないのだとしても、そのことの当否はともかく、上記報酬の定め方からすると、上記事情をもって直ちに委託契約講師への報酬の労務対価性を否定することはできない。さらに、控訴人は、その経緯はともかく、委託契約講師のレギュラー授業に係る報酬について給与所得として所得税の源泉徴収をしていたというのであるから、上記諸事情も併せ考慮すると、委託契約講師への報酬は、労務提供に対する対価としての性質を有するものとして支払われていたというべきである。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

エ 控訴人は、控訴人における委託契約講師は、控訴人からの担当コマ及び出講コマ数の提案を承諾するか否かの自由を有しており、基本的にこれに応ずる義務があったとはいえず、委託契約講師が控訴人からの委託個別契約の打診を拒否する事例が少数であったのは、控訴人が各講師の希望を確認して、これに添うように出講を依頼していたからにすぎない旨主張する。

この点、控訴人と委託契約講師との出講契約における次年度のコマ単価、出講コマ数及び具体的な担当コマ（時間割）が、控訴人と各講師との協議の上、合意により定まるものであるとしても、前述のとおり、担当コマ及び出講コマ数について、各講師の意向が反映される余地は乏しいものであったといえ、実際、委託契約講師が控訴人からの委託個別契約の打診を拒否した事例は、ごくわずかであり、講師が異議を述べた事案においても、結果的にはおおむね控訴人の意向に沿った合意がされており、委託契約の内容に講師側の意向が十分に反映されていたとは認め難い。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

オ 控訴人は、①講師ガイドブック等は、講師に対する一応の目安を定めた

ものにすぎないこと、②生徒に対して集团的に一定のレベルを保った授業をするため、所定のテキストを使用させることは当然であること、③各講師は、枚数制限はあるものの、独自に作成した補助プリントを使用することができ、テキストの内容を効率よくかつ分かり易く教えるための創意工夫については完全に講師の自由であること、④レギュラー授業及び講習への出講や講演会等での講演における業務遂行の場所及び時間は、控訴人との合意により決定されるものであり、控訴人が一方的に指定するものではなく、これらを除く各業務は、業務遂行の場所も時間も指定されていないことなどからすれば、控訴人が委託契約講師を指揮監督していたということとはできない旨主張する。

この点、引用に係る補正後の原判決第4の2(6)（同59頁10行目から同60頁7行目まで）において説示するとおり、控訴人は、業務の性質によるところがあるというものの、講師ガイドブック等により、授業を行うに当たっての詳細な手順及び服務規律を示しており、委託契約講師に対しても、これに基づく業務の遂行を求めているものであり、また、委託契約講師のレギュラー授業及び講習への出講や講演会等での講演における業務遂行の場所及び時間は、控訴人が一方的かつ定型的に決定していたことは、前述のとおりであって、これらを除く各業務につき、業務遂行の場所や時間が指定されていなかったのだとしても、これをもって控訴人が委託契約講師を指揮監督していなかったということとはできない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

カ 小括

以上に加え、控訴人における委託契約講師が独立の事業者としての実態を備えていたとは認め難いこと（引用に係る補正後の原判決第4の2(7)）を総合考慮すれば、控訴人との間で平成25年度出講契約を締結して委託契約講師として業務を行っていたA1書記長は、控訴人との関係において、

労組法上の労働者に当たると認めることができ、他に上記判断を左右するような事情は認められない。

- (3) 争点2（控訴人がA1書記長との間で平成26年度出講契約を締結しなかったことが労組法7条1号及び3号の不当労働行為に該当するか）について
- ア 控訴人は、控訴人とA1書記長との間の出講契約は業務委託契約であり、契約締結自由の原則からして、A1書記長との間で、平成26年度出講契約を締結すべき法的義務を負うことはないから、控訴人が同契約を締結しなかったことは、労組法7条1号所定の不利益な取扱いに当たらない旨主張する。

しかしながら、上記(2)のとおり、A1書記長は労組法上の労働者に当たるものと認められるところ、控訴人の上記主張は前提を異にするものである上、A1書記長が高校グリーンコース及び小中コースの平成26年度出講契約を締結することにつき、合理的期待を有しており、控訴人がA1書記長との間で上記出講契約を締結しなかったことは、A1書記長と控訴人との間の継続的な契約関係において行われた不利益な取扱いに該当することは、引用に係る補正後の原判決第4の3(1)ア（同61頁15行目から同62頁19行目まで）において説示するとおりであり、控訴人の上記主張は採用することができない。

イ 非締結理由①ないし④について

(ア) 非締結理由①

控訴人は、施設管理権に基づき、本件組合に対し、講師室での就業に関するコアタイム以外の組合文書の手渡しを制限しているところ、非締結理由①（A1書記長が、平成25年8月8日に控訴人の町田校及び横浜校グリーンアカデミー館（横浜校GA館）の各教務室内で、控訴人の許可なく「労働契約法改正のポイント」と題する文書（本件文書）を控訴人の職員に対し配布した行為について、同月23日付け書面で控訴人

が行った嚴重注意に対し、本件組合を通じてその撤回を求め、非を認めないこと）は、控訴人がA 1書記長との間の平成26年度出講契約を締結しない理由として合理性を有する旨主張する。

この点、A 1書記長による本件文書の配布行為は、控訴人の構内の職場規律を乱すおそれがなく、また、生徒に対する教育的配慮に欠けることとなるおそれのない特別の事情が認められ、控訴人の施設管理権を違法に侵害したものとはいえず、非締結理由①は、控訴人がA 1書記長との間の平成26年度出講契約を締結しない合理的な理由とは認められないことは、引用に係る補正後の原判決第4の3(1)イ(ア)a（同62頁26行目から同64頁14行目まで）において説示するとおりであり（A 1書記長が、平成25年8月9日に町田校の教務執務スペースにおいて、職員2名に対し、封筒に入れられていない状態の本件文書を手渡したことを併せ考慮しても、上記結論は左右されない。）、控訴人の上記主張は採用することができない。

(イ) 非締結理由②

控訴人は、非締結理由②（A 1書記長が、平成24年11月22日、株式会社B社（B社）の校舎である藤沢現役館の講師室において「A 2ユニオン・弁護士学習会」を表題とするビラを無許可で不特定多数人に対して配布し、B社から嚴重注意を受けたこと）は、A 1書記長が非締結理由①について非を認めないことと相俟って、今後も施設管理権の侵害を繰り返すとの危惧を控訴人に生じさせるものであり、控訴人がA 1書記長との間の平成26年度出講契約を締結しない理由を補強する事情として合理性を有する旨主張する。

この点、控訴人は、A 1書記長が上記ビラ配布行為をした後、同人と平成25年度出講契約を締結しており、控訴人においても上記ビラ配布行為が直ちに当該出講契約の非締結理由となるようなものではないとの認識

を有していたものとうかがうことができ、これがA 1 書記長との間の平成 2 6 年度出講契約を締結しない理由を補強する事情とはならないことは、引用に係る補正後の原判決第 4 の 3 (1)イ (ア) b (同 6 4 頁 1 5 行目から同 6 5 頁 1 3 行目まで) において説示するとおりであり、また、非締結理由①は、控訴人がA 1 書記長との間の平成 2 6 年度出講契約を締結しない合理的な理由とは認められないことは上記 (ア) のとおりであって、控訴人の上記主張は採用することができない。

(ウ) 非締結理由③及び同④

控訴人が主張する非締結理由③ (A 1 書記長が、本件組合の機関紙「ゆにーく (2 0 1 0 年 1 1 月号)」において、控訴人が運営する教室の塾生の人数を開示し、受託業務者として秘密保持義務に違反しただけでなく、事実と相違する情報を流したこと) が、A 1 書記長との間の平成 2 6 年度出講契約を締結しない合理的な理由とは認められないこと、また、非締結理由④ (A 1 書記長が、平成 2 5 年 1 0 月 1 9 日、控訴人の中学模試におけるトラブルに関し、トラブルと無関係な生徒もいる中、「もし、この成績表が偽物と判断され、君たちが不利になったら、おれが囑託甲と囑託乙を殺してやる」と、むしろ生徒に不安を与えるような私的発言をしたこと) に係る事実が認められないことは、引用に係る補正後の原判決第 4 の 3 (1)イ (ア) c、d (同 6 5 頁 1 4 行目から同 6 6 頁 2 1 行目まで) において説示するとおりである。

(エ) 以上のとおり、控訴人が主張する非締結理由①ないし④は、いずれもA 1 書記長との間で平成 2 6 年度出講契約を締結しない理由として、合理性を欠くものと認められる。

そして、A 1 書記長は、控訴人における生徒数や受験傾向の変動にもかかわらず、控訴人との間で約 2 4 年間にわたり出講契約の締結を繰り返していたものであり、再契約につき合理的期待を有していたといえる

ところ、A 1 書記長の本件組合における活動状況や、A 1 書記長及び本件組合と控訴人との対立関係等からして、控訴人は、A 1 書記長の組合活動を嫌悪する不当労働行為意思に基づき、A 1 書記長が本件組合の組合員であること又は正当な組合活動をしたこと故に、平成 26 年度出講契約を締結しなかったものといえ、かかる行為は労組法 7 条 1 号所定の不当労働行為に当たるものと認められる。また、控訴人は、本件組合の中心的人物である A 1 書記長を控訴人から排除することにより、本件組合の組織及び活動を弱体化させる不当労働行為意思に基づき、A 1 書記長との間で平成 26 年度出講契約を締結しなかったものといえ、かかる行為は労組法 7 条 3 号所定の不当労働行為に当たるものと認められる。

- (4) その他、争点 3（控訴人が A 1 書記長に平成 26 年度春期講習を担当させなかったことが労組法 7 条 1 号及び 3 号の不当労働行為に該当するか）、争点 4（控訴人が本件組合から平成 26 年 3 月 4 日に申し入れられた団体交渉に応じなかったことが労組法 7 条 2 号の不当労働行為に該当するか）及び争点 5（救済内容の適法性）に関して控訴人が主張する事情は、当裁判所の判断を左右しない。

第 4 結論

以上によれば、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 8 民事部

(別紙)

当事者目録

控 訴 人

X 法人

被控訴人

国

処分行政庁

中央労働委員会

同補助参加人

Z 組合